

個人情報保護法における苦情処理が裁判手続で争われた例について

平成 22 年 9 月 29 日
消費者庁企画課
個人情報保護推進室

目次

1. 総論	2
2. 裁判例	3
(1) 個人情報保護法に基づく保有個人データ開示請求	3
① 東京地判平成 19 年 6 月 27 日判時 1978 号 27 頁・判タ 1275 号 323 頁	3
(2) 取引履歴開示に応じなかったことに基づく損害賠償請求	5
② 東京高判平成 19 年 1 月 25 日金法 1805 号 48 頁，東京地判平成 18 年 9 月 5 日 LEX/DB28112490	5
③ 東京高判平成 20 年 7 月 8 日金法 1865 号 56 頁，東京地判平成 20 年 2 月 15 日判 例集未搭載（原告代理人 HP 掲載）	10
④ 東京地判平成 17 年 8 月 29 日 LLI/DB06033125	13
(3) 個人データの第三者提供・目的外利用を理由とする損害賠償請求	14
⑤ 大阪高判平成 19 年 2 月 20 日判タ 1263 号 301 頁	14
⑥ 東京高判平成 21 年 7 月 16 日 LLI/DB06420373	16
(4) 認定個人情報保護団体の認定基準，苦情処理にかかる請求	18
⑦ 東京地判平成 20 年 4 月 22 日 LLI/DB06331198	18

1. 総論

個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号，以下「個人情報保護法」という。）における苦情処理が裁判手続で争われた例として認められる公判裁判例（現時点で代表的な判例雑誌及び判例データベースに収録されていると確認されたもの）は，以下のように区分できる。

- (1)個人情報保護法に基づく保有個人データ開示請求
- (2)取引履歴開示に応じなかったことに基づく損害賠償請求
- (3)個人データの第三者提供・目的外利用を理由とする損害賠償請求
- (4)認定個人情報保護団体の認定基準，苦情処理にかかる請求

なお，ここでは，裁判所によって個人情報保護法についての判断がなされたもののみを取り上げている。これに該当しないいわゆるプライバシー侵害等に基づく損害賠償請求については，その契機が個人情報の漏えいであったとしても，「個人情報保護法における苦情処理が裁判手続で争われた例」としては適当ではないため，含んでいない。

2. 裁判例

(1) 個人情報保護法に基づく保有個人データ開示請求

① 東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁・判タ1275号323頁

事案の概要

医療法人である被告の開設する診療所で診療を受けた原告らが、被告に対し、個人情報保護法25条1項及び同施行令6条に基づき、それぞれ自己の診療録の開示を求めるとともに、被告が上記各診療録を開示しない旨の決定をしたことを原告らに対して通知する義務の履行を怠ったことにより精神的苦痛を受けたと主張して、慰謝料を請求した事案。

判決

請求いずれも棄却。

裁判所の判断（個人情報保護法に関連する部分のみ。以下同じ。）

ア) 個人情報保護法25条1項に基づく裁判上の保有個人データ開示請求権を否定。

イ) 個人情報保護法25条2項違反を理由とする精神的損害の発生を否定。

理由

ア) 個人情報保護法25条1項に基づく裁判上の保有個人データ開示請求権について

…前記法令の定めによれば、法は、25条1項による開示の求め等に関する苦情の処理については、個人情報取扱事業者、業界団体による自主的な紛争解決を期待しており、そのために、本人が裁判外の各種の方法によって苦情の解決を求められる仕組みを設けるとともに、そのような自主的解決が期待できない場合の主務大臣による関与の仕組みを設けているものといえる。

…仮に、本人が、法25条1項に基づいて個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示を裁判手続で請求することができると解すると、法が上記のとおり定めた当事者間における自主的解決手段や主務大臣による紛争解決手段によるよりも裁判上の請求の方が直裁であるとして、法の定めた紛争解決手段によることなく、直接裁判上の開示請求がされることになり、紛争解決手段に関する法の規定が空文化することにもなりかねない。

また、前記の法令の定めのとおり、個人情報取扱事業者は、法25条1項の開示の求め等に関し、その求めを受け付ける方法を定めることができる（法

29条1項)上、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することもできる(法30条)。ところが、本人が法25条1項に基づき個人情報取扱事業者に対する保有個人データの裁判上の開示請求ができるとなると、このような規定も適用の余地がなくなるが、法は、このような事態が生ずることを予定していないというべきである。

さらに、法25条1項は、その標題が「開示」とされ、個人情報の開示を専ら個人情報取扱事業者の義務として規定し、本人が開示請求権を有することを規定していないことからすると、同項は、文言上も、行政機関(主務大臣)に対する義務として個人情報取扱事業者の開示義務を規定しているものであって、本人が開示請求権を有する旨を規定しているものではないと解される。

以上によれば、法25条1項が本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定であると解することは困難であって、本人は、同項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできないというべきである。…

イ) 個人情報保護法25条2項違反を理由とする精神的損害について

…原告らが初めて被告に対して本件各診療録の開示を請求した日と被告が原告らに対して本件各診療録を開示しないことを明らかにした日との間には、約3か月の期間があることになる。

しかしながら、法28条が法25条2項の通知をする場合には本人に対しその理由を説明するよう努めなければならない旨定めていることからすれば、法25条2項の趣旨は、個人情報取扱事業者の決定の理由を早期に知らせることによって、本人に苦情の申出等のその後の対応をより行い易くする点にあると解されること、法の規定する各種の苦情の申出手続は、必ずしも法25条2項の規定による通知が存在しないとなし得ないというようなものではないことにかんがみると、被告が原告らに対して本件各診療録を開示しないことを明らかにしたのが、原告らが初めて被告に対して本件各診療録の開示を請求した日の約3ヵ月後であったとしても、これによって原告らの置かれた立場に特段の差異が生じたとは認められないというべきであり、そのような被告の不作为によって原告らに金銭をもって慰謝されなければならないような精神的損害が生じたとは認められないというべきである。…

(2) 取引履歴開示に応じなかったことに基づく損害賠償請求

② 東京高判平成 19 年 1 月 25 日金法 1805 号 48 頁, 東京地判平成 18 年 9 月 5 日 LEX/DB28112490

事案の概要

被控訴人（原審原告）は、弁護士である被控訴人代理人に委任した上、貸金業者である控訴人アエル株式会社（原審被告）に対し、債務整理をするため取引履歴の開示を求めた。これに対し、控訴人は、個人情報保護法等の規定を根拠に、被控訴人代理人（弁護士）の代理権を確認するために必要であるとして、被控訴人代理人あての被控訴人本人の委任状及び被控訴人本人の印鑑登録証明書又は身分証明書の提出を求め、取引履歴の開示をしなかった。

本件は、被控訴人が、このアエルの行為が不法行為に当たると主張して、控訴人（更生会社アエルの管財人）に対し、損害賠償請求の支払いを求めた事案である。

本件当時、金融庁発表の金融分野における個人情報保護に関するガイドラインは改正中で、パブリックコメント前の改正案においては、債務者の代理人が開示請求をする場合、債務者の本人確認のための書類、委任状等をすべて提示したときは本人確認方法として十分かつ適切であると定めていた（パブリックコメントを経て修正された）。

貸金業者における取引履歴の開示については、個人情報保護法上の保有個人データの開示の求め（25 条 1 項）以外に、判例上、貸金業者における信義則上の取引履歴開示義務が認められ（最判平成 17 年 7 月 19 日民集 59 卷 6 号 1783 頁）、同判例によると、「貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にあつたと認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成する」とされた。そして、両者の関係については、方法も効果も異なるとされていた（最高裁判所判例解説民事篇平成 17 年度（下）482 頁）。なお、第 165 回国会において成立した改正法（平成 18 年法律第 115 号）により、貸金業法 19 条の 2 がおかれ、貸金業者に対する取引履歴開示請求権は明文で認められた。

判決

原審東京地裁：請求一部認容。

控訴審東京高裁：控訴棄却（原審の判断を維持）。

裁判所の判断

ア) 委任状及び印鑑登録証明書の提出がないことを理由に取引履歴を開示しなかった点には判例上の「特段の事情」は認められず、不法行為上の過失が認められる（原審東京地裁）。

イ) 委任状及び印鑑登録証明書の提出がないことを理由に取引履歴を開示しなかった点には判例上の「特段の事情」は認められず、不法行為上の過失が認められる（控訴審東京高裁）。

理由

ア) 委任状及び印鑑登録証明書の提出がないことを理由に取引履歴を開示しなかった点について（原審東京地裁）

金融庁が当時発表していたガイドライン改正案は、案にすぎず、いわゆるパブリックコメントを受け付けている段階であったのだから、改正案の内容が修正される可能性があることも当然に予想すべきであって、改正案の内容を十分に検討することが必要であったというべきである。

また、ガイドライン改正案の内容も、債務者の代理人が開示請求をする場合、債務者の本人確認のための書類、委任状等をすべて提示したときは本人確認方法として十分かつ適切であると定めているものの、個人情報保護法が、個人情報取扱事業者は、開示等の求めに応じる手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮しなければならないと定めている（同法 29 条 4 項）ことから、債務者にとってより負担が少ない本人確認方法がある場合にはこれを用いるべきであって、ガイドライン改正案が定める十分かつ適切な方法だけではなく、本人により負担が少ない方法の存否についても検討することが必要であるというべきである。

したがって、個人情報保護法が施行されて間もなく、当時ガイドライン改正案が発表されていたとしても、それだけでは、弁護士からの開示請求に対し、代理人であることの確認方法として、委任状と印鑑登録証明書の提出を求めたことについて正当な理由があるとはいえない。

そのうえで、個人情報保護法は個人情報取扱事業者が開示等の求めに応じる手続を定めるにあたって、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮しなければならないと定めていること（同法 29 条 4 項）、取引履歴の開示を求めることは債務者の権利であって、債務者の更生にとって重要な手続であり、本人確認の手続に伴う負担が債務者による開示請求権の行使を妨げることがないように配慮すべき必要があること、債務整理の実務においては、債務者が弁護士に委任した場合、弁護士が債務者から債務整理を受任した旨の受任通知書を貸金業者に送付し、受任通知書の送付をもって、債務者

の代理人であることの十分かつ適切な確認資料であるとされてきたこと、多重債務者を含む債務者は、一日も早く受任通知書を送付し、貸金業者からの取立てがない状態にする必要に迫られており、受任通知書の送付によって債務整理を開始することが重要であること、弁護士名の受任通知書を信賴したことによって貸金業者が不正な開示請求に応じてしまったというトラブルが多いとはいえないこと、受任通知書に記名がある弁護士が実在の弁護士であるかどうかは、日弁連のホームページ等で検索して確認することができること、多重債務者を含む債務者は、経済的にきわめて困窮していることがほとんどであり、印鑑登録証明書等の取得についても、手続自体不慣れであるとともに、費用的にも時間的にも相当の負担であること、債務整理を受任した弁護士が債務者から債権者数に応じた委任状を求めているは迅速な事務処理に支障が生じること等が認められる。

そして、被告は、多数の顧客を抱えて貸金業を営んでいたから、このような債務整理の実情を含む事実関係を容易に認識することができたというべきであるとともに、本件において、これらの事実関係を十分に検討した形跡は窺えない。

これらの検討によれば、被告は、前記の事実関係を認識することができながら、これを十分に検討しないで、取引履歴の開示に応じなかったというのであるから、被告には過失が認められ、被告の行為は違法であるとともに、被告が開示をしないことについて特段の事情があるとは認められない。…

イ) 委任状及び印鑑登録証明書の提出がないことを理由に取引履歴を開示しなかった点について (控訴審東京高裁)

…金融庁が当時発表していたガイドライン改正案は、前記のとおり個人情報保護法（個人情報取扱事業者の義務等に係る規定）の施行をも踏まえたものとうかがえるが、あくまでも改正案にすぎず、いわゆるパブリックコメントを受け付けている段階であったから、改正案の内容が確定的なものとはいえず、改正案の内容を十分に検討することが必要であったというべきである。

また、ガイドライン改正案の内容も、債務者の代理人が開示請求をする場合、債務者の本人確認のための書類、委任状等をすべて提示したときは本人確認方法として十分かつ適切であると定めているものの、個人情報保護法が、個人情報取扱事業者は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮しなければならないと定めている (同法 29 条 4 項) こと等から、債務者にとってより負担が少ない本人確認方法がある場合にはこれを用いるべきであって、ガイドライン改正案が定める十分かつ適切な方法だけではなく、本人により負担が少ない方法

の存否についても検討することが必要であるというべきである。

そして…金融庁は、平成17年10月14日、コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を公表しているが、その中でも、本人確認は十分に行う必要があるものの、顧客等にとってより負担が少ない方法がある場合にはこれを用いるべきとの基本的な考え方には原案（ガイドライン改正案）から変わらないとしており、最終的に改正された事務ガイドラインでは、弁護士からの受任通知に記載された本人確認のための情報が十分であること等により開示の求めに係る委任がなされたことを推認し得る場合には、特段の不審な点がない限り、委任状の提示を求める必要はない、また、その通知に、代理人である弁護士等の氏名及び所属する事務所の名称、住所、電話番号等が示されている場合には、当該代理人の所属する弁護士会等への照会等により確實かつ容易に確認できるので、改めて開示の求めを行う者が当該代理人本人であることを確認するための書類等の提示を求める必要はないなどとされたものである。

加えて、本件の場合、前記特段の事情の存否を判断するについての事情として、以下の諸事情がある。

すなわち、①取引履歴の開示を求めることは貸金業者との取引において信義則上認められる債務者の権利とすることができる上、債務者の債務整理を行う上で重要な事柄であること、②本人確認の手續に伴う負担が債務者による開示請求権の行使を妨げることがないように配慮すべき必要があること、③債務整理の実務においては、債務者が弁護士に委任した場合、弁護士が債務者から債務整理を受任した旨の受任通知書を貸金業者に送付し、受任通知書の送付をもって、債務者の代理人であることの十分かつ適切な確認資料であるとされてきたこと（現に、アエルを除く他の4社は、開示請求に応じている。）、④多重債務者を含む債務者は、一日も早く受任通知書を送付し、貸金業者からの取立てがない状態にする必要に迫られており、受任通知書の送付によって債務整理を開始することが重要であること、⑤弁護士名の受任通知書を信頼したことによって貸金業者が不正な開示請求に応じてしまったというトラブルが多いとはいえないこと、⑥受任通知書に記名がある弁護士が実在の弁護士であるかどうかは、日弁連のホームページ等で検索して確認することができること等の事情がある。

以上の検討によれば、控訴人の主張のように、被控訴人からの開示請求を受けたのが個人情報保護法が施行されて間もなくであり、また、これに対して控訴人が回答をした当時、ガイドライン改正案が発表されていたとしても、それだけでは、弁護士からの開示請求に対し、代理人が委任を受けたことの確認方法として、委任状及び本人の印鑑登録証明書又は身分証明書の提出を

求めたことについて正当な理由があるとはいえない。なお、控訴人は、被控訴人に委任状や印鑑登録証明書等の本人確認資料の写しの提出を求めることは過重な負担に当たらないとも主張するが、上記のとおり、債務整理を行う弁護士を受任通知がある場合においては債務者の委任状や印鑑登録証明書又は身分証明書の提出までを要しないと解されるのであり、負担が過重かどうかということが問題ではないので、この点に関する控訴人の主張も採用できない。

したがって、本件において、アエルには、被控訴人代理人からされた本件取引履歴の開示要求について、これを拒絶すべき特段の事情があったとはいえず、アエルが、委任状等を要求して本件取引履歴の開示を拒み、さらに平成18年1月に至るまで開示しなかったことには違法性があるというべきである。

また、控訴人は、前記の事実関係を認識することができたのに、これを十分に検討しないで、取引履歴の開示に応じなかったというのであり、この点に上記検討結果を総合すれば、アエルには少なくとも過失があったというべきである。…

③ 東京高判平成 20 年 7 月 8 日金法 1865 号 56 頁，東京地判平成 20 年 2 月 15 日判例集未搭載（原告代理人 HP 掲載¹）

事案の概要

被控訴人（原審被告）株式会社みずほ銀行とカードローン契約を締結し借入を受けていた控訴人（原審原告）らが，弁護士に対して債務整理を委任し，これを受任した弁護士法人の弁護士が控訴人らの代理人として被控訴人に対し債務整理の受任通知をし，取引履歴の開示を求めたにもかかわらず，被控訴人がこれを無視し，控訴人（本人）らに対して，直接，期限の利益喪失通知及び支払督促をするとともに，控訴人らとの取引履歴の開示を拒否したのは，いずれも違法であり，これによって控訴人らは精神的損害を被ったとして，不法行為に基づき，それぞれ慰謝料，弁護士費用等の支払を求めた事案。

銀行業における取引履歴の開示については，預金契約上の義務としてこれを認める裁判例が存在する（東京地判平成 15 年 8 月 29 日判タ 1162 号 186 頁等。認めない裁判例も存在する）。なお，銀行は銀行業を営むもの（銀行法 2 条）であって，貸金業法上の除外規定に該当し，銀行に対して貸金業法は適用されない。この点，②の裁判例と事情が異なる。

判決

原審東京地裁：請求いずれも棄却。

控訴審東京高裁：控訴棄却（原審の判断を維持）。

裁判所の判断

ア) 銀行が，本人の代理人と称するものから取引履歴の開示を求められた場合には，委任状の写しの提出又はファックスを求め，これがない限り取引履歴を開示しないものと定めている場合，委任状の写しの提出又はファックスがなされないことを理由に取引履歴の開示を行わなかったとしても，個人情報保護法に反しない（控訴審東京高裁）。

理由

ア) 委任状の写しの提出又はファックスがなされないことを理由に取引履歴の開示を行わなかった点について（控訴審東京高裁）

個人情報保護法 29 条 1 項によると，個人情報取扱事業者は，本人からの個人情報の開示等の求めに関し，政令で定めるところにより，その求めを受け付ける方法を定めることができ，この場合において，本人は，当該方法に従

¹ <<http://www.adire.jp/lawsuit/affair.html>>：平成 22 年 9 月 27 日閲覧。

って、開示等の求めを行わなければならないと定められ、また、同条4項によると、個人情報取扱事業者は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならないと定められている。証拠…及び弁論の全趣旨によると、被控訴人は、開示等の求めに関する受付方法として、本人の代理人と称する者から債務整理の受任通知とともに取引履歴の開示があつたときには、本人の代理人に対する委任状の写しの提出又はファックスを求め、これがない限り取引履歴を開示しないものと定めていることが認められるところ、これは、取引履歴という被控訴人の顧客の財産状態に関する重要な情報の漏出を防止し、顧客のプライバシーを保護しつつ、顧客に過重な負担を課さないものとして定められたものであり、社会的相当性を欠くとはいえず、しかも、この受付方法は、すべての顧客に対し一律公平に適用されているものであることが認められる。被控訴人が定めた上記受付方法が個人情報保護法に反する違法なものとはいえない。

本件において、前記前提事実のとおり、被控訴人は、控訴人ら代理人からの受任通知があり、控訴人らの取引履歴の開示を求められたが、被控訴人が定めた受付方法に従い委任状の提出又は提示を求めたにもかかわらず、控訴人ら代理人からその提出又は提示がなかったため、取引履歴を開示しなかったにすぎないものであるから（なお、被控訴人は、控訴人ら代理人の委任状の提示があれば、同代理人らからの取引履歴の開示に応ずる用意があることが認められる（…、弁論の全趣旨））、被控訴人が取引履歴を開示しなかったのはやむを得ず、これを違法ということはできない。

被控訴人が控訴人ら代理人に委任状の写しの提出又はファックスを求めても、控訴人ら代理人としては、債務整理を受任する際に控訴人らに委任状を作成してもらっているはずであるから、被控訴人に対し債務整理の受任通知をする際にあわせて委任状の写しを送付するか、受任通知後であれば委任状の写しを送付又はファックスをすれば足りるのであり、それに当たり改めて控訴人らに委任状を作成してもらう必要はないから、被控訴人が控訴人ら代理人に対し委任状の提出又は提示を求めることが控訴人ら本人に過重な負担を課すものでないことは明らかである。また、仮に控訴人ら主張のような債務者の債務整理には迅速性が要求されるとしても、銀行に対する委任状の提出又は提示は、上記のような手続で足りるのであるから、格別、迅速性を阻害することもないといわなければならない。

また、控訴人らは、被控訴人は控訴人ら代理人と電話で話をして委任関係を確認することができたのであるから、それ以後も取引履歴を開示としたことは違法である旨主張するけれども、被控訴人と控訴人ら代理人との個別

の接触の状況いかにかわらず、代理人による取引履歴の開示の受付方法として委任状の提出又は提示が必要であるとの上記定めに従って、被控訴人が一律公平に委任状の提出又は提示がない限り取引履歴を開示しなかったとしても、これを違法とまでいうことはできないから、控訴人らの上記主張は採用することができない。…

④ 東京地判平成 17 年 8 月 29 日 LLI/DB06033125

事案の概要

原告が被告に対し、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、取引履歴の文書による開示を求める事案。

判決

一部訴え却下，その余請求棄却。

裁判所の判断

ア) 個人情報保護法に基づいて保有個人データの開示を求めることができるとしても、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務としての開示請求が訴えの利益を失うわけではない。

理由

ア) 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示の求めと、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務としての開示請求の関係

被告は、…や個人情報保護法に基づく開示請求という法的手段により本訴請求と同一の効果が得られるから、本訴には訴えの利益がない旨主張する。

しかしながら、…個人情報保護法に基づく開示請求権も、特定の除外事由がある場合を除き、本人から個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示を求めることができるという内容の請求権であり、本訴請求と要件・効果を異にする。

そうすると、本訴以外に本訴と効果において一部重複するこれら法律上の手段が存在し、それらにより本訴請求と同一の効果が得られる場合があるからとあって、法の趣旨がそれら法律上の手段を利用することだけを許容し、本訴を認めない趣旨であると解することはできない。

よって、この点を捉えて、本訴に訴えの利益がないとはいえない。…

(3) 個人データの第三者提供・目的外利用を理由とする損害賠償請求

⑤ 大阪高判平成 19 年 2 月 20 日判タ 1263 号 301 頁

事案の概要

本件は、控訴人（原審原告）が、被控訴人（原審被告、医師）に対し、保険会社に対する診断書の作成交付（本件行為(1)）及び大津簡易裁判所に対する診療録等の送付（本件行為(2)）が、控訴人のプライバシーを違法に侵害する不法行為に当たると主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償等を求めた事案である。

判決

原審大津地裁：請求棄却。

控訴審大阪高裁：控訴棄却（原審の判断を維持）。

裁判所の判断

ア) 裁判所の文書送付嘱託に応じて個人データを第三者に提供する行為は、個人情報保護法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」として、第三者提供の禁止の除外事由に該当する。

理由

ア) 裁判所の文書送付嘱託が個人情報保護法 23 条 1 項 1 号に該当するかという点について

控訴人は、本件行為(2)の違法性を裏付ける根拠として、個人情報取扱事業者が、一定の場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない旨を定める個人情報保護法 23 条 1 項の規定を援用する。

しかし、裁判所の文書送付嘱託は、上記のとおり、民事紛争の適正かつ実効的な解決という高い公益的な必要性に基づき、法律の規定に基づいてされるものである。個人情報保護法 23 条 1 項 1 号は、法令に基づく場合には、同項の規定は適用されないことを定めており、当然のことながら、裁判所の文書送付嘱託があった場合も、公益に基づき特に定められた法令の規定に基づく嘱託に応ずるのであるから、同項に定める法令に基づく場合に当たる。

文書送付が直接強制されない、あるいは罰則により間接的に強制されないとしても、送付嘱託自体が法令に基づいてなされる以上、これに応ずることも法令に基づく場合に当たり、個人情報保護法 23 条 1 項の規定が適用されないことには変わりはない。

したがって、裁判所の文書送付嘱託があった場合には、個人情報保護法 23

条1項によって個人データを本人の同意なく第三者に提供することが禁止されるものではない。

なお、平成17年2月に日本医師会が作成した「医療機関における個人情報の保護」と題する冊子…には、文書送付嘱託は、法令の根拠はあるものの、任意の文書提供を求めている場合に当たるから、文書提出命令とは異なり、医療機関としては「患者さんの秘密保持」と「裁判所への協力」とのどちらを優先させるかを慎重に判断する必要がある旨記載されている。しかし、文書提出命令の制度のように罰則による強制がないからといって、文書送付嘱託の制度が、民事紛争の適正かつ実効的な解決に資するという公益的な意義が小さいものと評価できるものではない。むしろ法令に特に文書送付嘱託の制度が定められた趣旨は、…嘱託を受けた第三者に対し、民事紛争の適正かつ実効的な解決に資するべき公的社会的な責務を課したものと解すべきであり、文書送付嘱託を受けた第三者が文書を送付することの公益性は、送付が強制がされないからといって、格別に低く解する理由はない。日本医師会作成の上記冊子の記載は、文書送付嘱託の制度の上記趣旨を正解しているとはいえない。

以上のとおり、個人情報保護法23条1項の規定は、裁判所の文書送付嘱託に応じて診療録等を送付した本件行為(2)の違法性を根拠づけるものではなく、控訴人の上記主張は、採用できない。…

⑥ 東京高判平成 21 年 7 月 16 日 LLI/DB06420373

事案の概要

被控訴人（原審原告）は平成 16 年当時、控訴人（原審被告）法人 X1 が設置する A 中学校の第三学年に在籍していた。平成 16 年度の〇〇立高等学校の入学者選抜に関し、X2 教育委員会（以下、「X2 教委」という。）教育長が定めた要綱に基づき、A 中学校三学年在籍生徒全員の成績一覧表（被控訴人の分を含む。）が、A 中学校から X3 教育委員会（以下、「X3 教委」という。）が設置した成績一覧表調査委員会に提出され、その後、同調査委員会から X3 教委、さらに、X3 教委から X2 教委に順次提出された。

本件は、被控訴人が、成績一覧表の提出が被控訴人のプライバシーの侵害であるとして、提出した控訴人法人につき民法 715 条 1 項に基づき、提出させた控訴人 X3 及び同 X2 に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料等を求めた事案である。

判決

原審東京地裁：請求一部認容。

控訴審東京高裁：控訴認容（原審の判断を取消し）。

裁判所の判断

ア) 学校法人が公立高等学校の入学選抜に際して成績一覧表を第三者に提供する行為は、個人情報保護法 16 条 3 項 1 号、個人情報保護法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」として、目的外利用・第三者提供の禁止の除外事由に該当する。

理由

ア) 成績一覧表の作成、提出に関する法令上の根拠について

〇〇立高等学校の入学者選抜に関する事務は X2 教委の権限に属するものであり（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23 条 4 号）、〇〇立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成 5 年教育委員会規則第 1 号）18 条により、X2 教委教育長が入学選抜の実施に関する事項を定めることができることとなっており、〇〇立高等学校等入学者選抜実施要綱…の定めは、法令又は条例の根拠を有するといえる。また、X2 教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 115 号）2 条の表 15 号の規定は「〇〇立学校入学者選抜に係る成績一覧表を調査する委員会の運営」を X2 教委の権限に属する事務として承認した上、これを各区市が処理することとすることに関し必要な事項として定めていることは、同条例が生徒の個人情報

を集積したものである成績一覧表の作成等を是認している根拠となるものと解される。

したがって、成績一覧表（原簿）の作成，提出については，法令又は条例上の根拠があり，仮に，これが個人情報の目的外使用，第三者提供に該当するものであるとしても，これらについて法令（法令又は条例）に基づく場合（個人情報保護法 16 条 3 項 1 号，23 条 1 項 1 号，X2 個人情報の保護に関する条例 10 条 2 項 2 号，X3 個人情報保護条例 11 条 2 項 2 号，12 条 2 項 2 号）に当たるということが出来る。…

(4) 認定個人情報保護団体の認定基準, 苦情処理にかかる請求

⑦ 東京地判平成 20 年 4 月 22 日 LLI/DB06331198

事案の概要

被告は、個人情報保護法 37 条 1 項の認定を受けた法人（以下、「認定個人情報保護団体」という。）であるところ、本件は、原告が被告に対し、被告の対象事業者である B 株式会社（以下、「B」という。）における個人情報の取扱いについて個人情報保護法 42 条に基づく苦情処理の申出をしたのに、被告が同条又は信義則に違反した不当な対応を繰り返したことによって、法によって保護された原告の権利が侵害され、精神的苦痛を受けたなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案である。

判決

金銭の支払を求める請求以外の請求に係る訴え却下, その余請求棄却。

裁判所の判断

ア) 被告の対応が認定個人情報保護団体としての公正さを欠くこと, 被告が個人情報保護法 39 条 2 項の認定基準を満たしていないことの確認請求は, 確認の利益を欠き, 不適法。

イ) 被告において, 個人情報保護法 42 条で規定された個人情報保護団体としての苦情処理業務の懈怠や遅滞が認められず, それでも原告と苦情先の見解の対立が解消されない場合にまで, 個人情報保護法 42 条又は信義則に基づき苦情処理義務を継続する義務があるとはいえない。

理由

ア) 被告の対応が認定個人情報保護団体としての公正さを欠くこと, 被告が個人情報保護法 39 条 2 項の認定基準を満たしていないことの確認について

…被告センターの対応が認定個人情報保護団体としての公正さを欠くこと, 被告センターが認定個人情報保護団体としての知識, 能力を有しておらず, 法 39 条 2 項の認定基準を満たしていないこと, …の確認を求めるというものであり, いずれも, 事実の確定を求めるものである上, それらの事実を確定することによって原告の権利又は法的地位について存する危険や不安が除去されることが期待されるものともいえないから, 確認の利益がなく, 上記各項の請求に係る訴えは, 不適法というべきである。

イ) 原告と苦情先の見解の対立が解消されない場合の苦情処理継続義務

…被告は, 平成 18 年 8 月 4 日に本件申出を受けて以降, 原告の苦情や要望

をその都度 B に取り次ぎ、B からそれらに対する回答を得られ次第、これを原告に伝達しているのであって、被告が法 42 条で規定された個人情報保護団体としての苦情処理の業務を怠ったとか、遅滞したということはできない。

それにもかかわらず、原告は、契約者の同意があっても、「特別な場合を除き、契約者の自宅に電話し住所等の個人情報を聞き出すべきではないし、その必要もない。」との自己の見解に固執して譲らず、他方、B も、正当な理由がある場合には、契約者の同意を得て、その氏名や住所を尋ねることは許されるとの見解を最終回答としたために、両者の見解の対立が解消されなかったものであって、このような場合に、被告において、法 42 条に基づき、又は、信義則上、更にその見解の対立の解消のために苦情処理業務を継続する義務があるとはいえないというべきである。…